高齢者福祉システム開発に関する情報提供依頼書(RFI)

和泉市

高齢介護室

1.背景・目的

福祉部高齢介護室高齢支援担当では介護保険ではカバーできない高齢者支援を本市独自に実施しております。各種サービスを管理するシステム（以下、高齢者福祉システムといいます）の利用期間が来年度に終了するため新しいシステムの導入を検討しております。

ご提供いただきました情報は、具体的な発注仕様の検討に際し、参考情報として活用させていただきたいと考えているものであり、業者選定に影響するものではありません。つきましては、本件に関する情報提供をお願い致します。

2.現行業務の概要

65歳以上の高齢者を対象として介護保険外の福祉サービス（市独自施策）を提供している。システムで管理する業務は以下の7つの業務。

①紙おむつ給付

在宅で常時おむつが必要な65歳以上の方で、市・府民税が非課税且つ要介護3以上の方に紙おむつ給付券を発行。同一世帯員に課税者がいれば月額5,000円、いなければ月額7,000円を給付。

②緊急通報装置の貸与

65歳以上の高齢者世帯または高齢者と重度身体障がい者世帯といずれかの昼間独居世帯が対象。緊急時にボタンを押して24時間警備会社に通報可能。生計中心者の課税状況により月額0円から2,950円まで費用負担がある。

③配食サービス

独居で病気や介護を要し食事の準備ができない高齢者に月曜日から金曜日までの必要な日数の夕食を事業者が配達し、手渡しにより安否確認を行う。お弁当代の自己負担金あり。

④訪問理美容サービス

寝たきり等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、居宅での理美容サービスを受けられるよう出張料を助成する。

⑤日常生活用具

福祉電話利用者の台帳管理をしている。低所得の高齢者に福祉電話を貸与

⑥いずみ安心住まいる事業

在宅で生活する65歳以上の高齢者で「お元気チェック」の結果介護予防が必要と認められた方に自宅での事故防止のため簡易な住まい改修に助成金を交付する。（上限45,000円）

⑦認知症高齢者等SOSおかえりネットワーク

認知症高齢者が行方不明となったときに特徴等をメール配信し、協力者に周知し早期発見、保護するしくみ。

3.現行システムで実施していること

　※業務フローは別紙のとおり

・住民記録情報の照会

・税情報の照会

・申請者情報の台帳管理（過去の履歴も管理）

・決定通知、給付券等の帳票を作成

・利用実績の管理

・各制度/サービス利用者、利用実績の一覧抽出

・書類送付先、連絡先管理

・通知、変更記録の履歴管理

・住登外登録機能（⑦のみ）

・対象者及び同一世帯員の前年度、当該年度市・府民税額を一覧比較できる機能（②のみ）

・対象者の前年度、当該年度市・府民税額を一覧比較できる機能（①のみ）

・実績入力後、月別、薬店別で入力結果を抽出する機能（①のみ）

4.情報提供依頼の実施方法

(1)実施提出期間

　　令和７年１０月３日(金)から令和7年１０月１７日（金）17時まで

(2)提出書類

　　回答シート（添付のエクセルファイル）

(3)提出方法

・ご回答は下記あてにE-mailにて提出してください。

E-mail ：sien@city.osaka-izumi.lg.jp

・メールの件名は下記でお願いいたします。

　　【高齢者福祉システム　RFI】回答書\_会社名

(4)質問方法

・本件につきまして、多くの事業者様へ依頼させていただいており、個別お電話での対応が困難です。ご質問等は原則としてE-mailで下記宛に送信していただきますようお願い致します。

E-mail：[sien@city.osaka-izumi.lg.jp](http://izumi19-gw01/scripts/dneo/zwmljs.exe?_=1755837740938)

担当者：鈴木・岸

随時メールにて回答いたします。

・照会・質問受付期間　令和7年10月10日（金）17時00分まで

・メールの件名は、下記でお願いいたします。

【高齢者福祉システムRFI】質問\_会社名

5.ヒアリング

　提供いただいた情報の内容によっては、ヒアリングを実施する場合があります。

6.想定している今後のスケジュール

　令和8年4月　　プロポーザル公示

　令和8年6月　　契約締結

　令和8年7月　　システム構築開始

　令和8年12月　 稼働テスト

　令和9年1月　 本稼働

7.情報等の取扱い

　本情報提供依頼において提供を受けた情報、資料は以下のとおり取り扱います。

・本情報提供依頼は、現行システムでの課題解決や予算規模の情報収集のため行うものです。契約を前提としたものではありませんのでご承知おきください。

・ご提供いただいた情報は、市の組織内でのみ使用し、提出者様に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、提供を受けた提案、資料等は今後の調達仕様に反映する場合があります。

・本情報提供依頼に係る資料の作成及び資料提出に要する費用は、提出者様の負担でお願いするものです。

・提供いただいた情報及び資料は返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。